

# いじめ防止基本方針

吹田市立山田中学校  
令和4年4月1日

## (目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

## (いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に生徒の行動の様子を把握するように努める。

(2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する)

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。

(5) 計画的に校内研修を行う。

(6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない判断力・態度を育成するとともに、いじめが生起する背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめの防止について学ぶ取組を進める。

(1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

(2) 体験活動等を充実し、対処行動能力を向上する。

(3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上する。

(4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

(5) インターネット等のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動等を進める。

## (早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に対応するとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

(1) けんかやふざけ合いも含め、日常の生徒相互の人間関係を十分に把握し、小さな変化も教職員間で共有する。

- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知図り、教育相談体制の充実に努める。

（いじめに対する措置）

第4 いじめを発見・通報を受けた場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で対応せず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその行為を制止し、訴えや通報があった場合は、被害生徒および通報した生徒の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
  - (2) 事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を伝える。
  - (3) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、加害生徒に対して別室指導や出席停止等の適切な指導を行う。
  - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな集団活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (5) いじめを見ていた生徒に対しても、いじめの関わりについて理解させ、指導する。
  - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会や警察署等と連携して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努め、生じた事案が解消した場合にも、一定期間見守りを続ける。

- 2 命に関わるような重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握や分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
  - (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
  - (2) 調査チームは、被害・加害の生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
  - (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

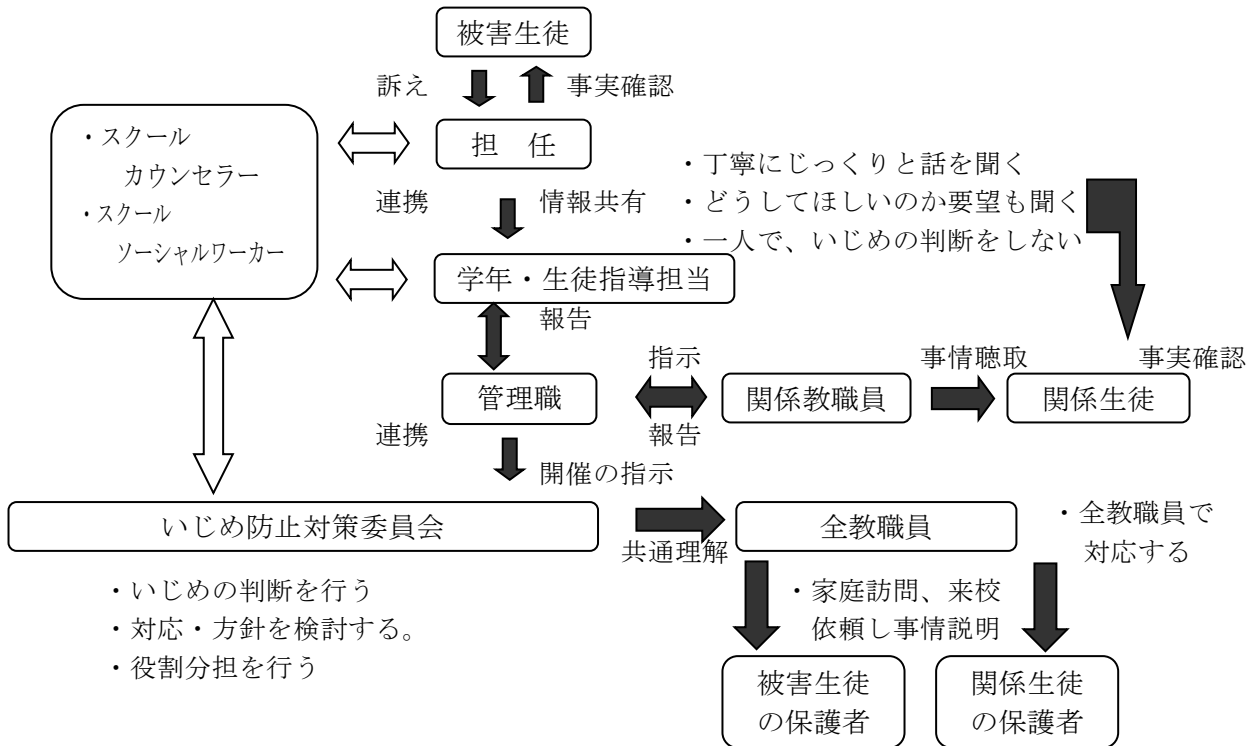
（その他）

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

## いじめ防止等に関する年間計画

			学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	いじめ防止対策委員会	いじめ防止プログラム	校内研修(生徒理解)		いじめ防止プログラム・いじめ防止取り組み(生徒会)	
5月			校内研修(いじめ予防)			授業参観 学校評議員会 地域教育協議会
			校内研修(いじめ予防)			
6月			集計・点検・検証			PTA総会
			学校生活アンケート			
7月			個人懇談			
8月						
9月						
10月			集計・点検・検証			学校公開
11月			学校生活アンケート			
			学校教育自己診断			
12月			個人懇談			学校評議員会
1月						
2月	集計・点検・検証		授業参観 PTA総会			
	学校生活アンケート					
3月			地域教育協議会 学校評議員			
			年度末点検・検証			

## 【組織的な対応の流れ】



## 【留意事項】 \*大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)

「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

### ○いじめを訴えてきた・生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

### ○いじめたと訴えられた関係・生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した・生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

### ○いじめ防止対策委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えを支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。